

平成 29 年 3 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 3 月 31 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 15 名

1 番 吉永 義量	2 番 貞広 誠也	3 番 松本 増男
4 番 川田 忠宏	5 番 西村 茂	6 番 岩宗 勇次
7 番 清藤 紀嘉	8 番 高松 敏子	
10 番 門脇 久仁彦	11 番 今村 栄光	12 番 山中 成哲
13 番 岡村 博	14 番 白石 裕二	15 番 西笛 勤
	17 番 吉永 まり子	

4. 欠席委員 1 名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	小松 司沙

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 18～19）
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件
議案第 3 号 農用地区域変更協議内容一覧表 7 件
議案第 4 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 3 月定例会を開催します。本日の出席委員は 15 名であります。欠席者は 1 名です。出席委員 15 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は門脇久仁彦委員と今村栄光委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 18～19）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 2 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 18 番ですが、大字馬ノ上字王子芝 895 番で地目は田、面積は 1,808 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 4 月 1 日から H32 年 3 月 31 日までの 3 年です。作付けはイネで、主な経営作物もイネです。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面のとおりで。

　　受付番号 19 番ですが、大字和食字古城之丸甲 5903 番で地目は田、面積は 2,277 m²です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H29 年 4 月 1 日から H39 年 3 月 31 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりで。

　　説明しました 2 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 　　それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 4 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　いずれも適正である旨村長へ答申することになります。

議 長 　　続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について説明いたします。
受付番号 5 土地の所在は西分字ジルゾウ甲 3175-1 地目は畑で面積は 188 m²、西分字飯森甲 3209 地目は畑で面積は 69 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。一昨日に会長、白石委員、清遠委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号 5 は売買による所有権移転です。

受付番号 6 土地の所在は西分字寺田甲 6011 地目は田で面積は 1,145 m²、西分字北用本甲 1363-1 地目は田で面積は 92 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。一昨日に会長、岩宗委員、岡村委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号 6 は生前贈与による所有権移転です。

議 長 　　事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 　　それでは、第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 　　続きまして第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 3 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。
整理番号 6 除外申請地の所在は西分字浅津甲 2187 番地 1、地目は田で現況は田で転用面積は 665 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。申請地は、芸西西インターチェンジの北側に隣接した農地で圃場整備地ではありますが、農地区分が西分インターチェンジから 300 m 以内に位置していることから第 3 種農地と判断します。一昨日に会長、白石委員、清遠委員、事務局にて現地確認を行いました。
受付番号 7 土地の所在は馬ノ上字東北川 1589 番地、地目は田で現況は原

野で転用面積は 694 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電の進入路及び資材等保管場所です。申請地の西は村道、東に以前に転用した用地があります。現在は、耕作されておらず雑草が生い茂っている状態です。農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。一昨日に会長、上杉委員、吉永委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号8 土地の所在は和食字中入野甲 2974 番 1、地目は田で現況は宅地で転用面積は 498 m²、除外申請者は〇〇さんです。転用目的は、現在建っている農業用倉庫を改築してベトナムからの研修生の居住スペースを確保とのことです。申請地の北は農道で圃場整備地であるが、役場から 500m以内に位置していることから2種農地と判断します。一昨日に会長、門脇委員、今村委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号9 土地の所在は西分字北用本甲 1370 番 1、1370 番 1、1369 番 3、地目は田で現況も田で転用面積は 518 m²のうち 83.36 m²、518 m²のうち 201.78 m²、277 m²のうち 131.23 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は宅地です。申請地の南は村道、東は申請人の一人の宅地となっており、今回、追加で転用し倉庫等を建設予定で残りがもう一人の申請人の宅地となる。農地区分は第2種農地と判断します。一昨日に会長、岩宗委員、岡村委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号10 土地の所在は和食字原田乙 347 番 1、乙 348 番 1、地目は田で現況も田で転用面積は 620 m²と 627 m²、除外申請者は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電を建設とのことです。申請地の東は村道で生産性の低い農地であります。農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。一昨日に会長、門脇委員、今村委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号11 土地の所在は和食字原田乙 356 番 1、乙 352 番 1、地目は田で現況も田で転用面積は 793 m²と 1,022 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電を建設とのことです。申請地の隣接地は農地であるが生産性の低い農地であります。農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。昨日に会長、門脇委員、今村委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号12 土地の所在は和食字琴平ノ前乙 215 番地、乙 216 番地、乙 217 番地、乙 219 番地、地目は田で現況も田で転用面積は 257 m²、333 m²、750 m²、343 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電を建設とのことです。申請地の北と東は山林、西は宅地、南は農地であるが生産性の低い農地であります。農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種

いずれも該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。昨日に会長、門脇委員、今村委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

白石委員 受付番号6の申請地は圃場整備地であるが、芸西西インターから300m以内ということもあり転用することに問題はないと考えます。

上杉委員 受付番号7については現況が原野になっており、土地の有効利用の観点からも転用することに問題はありません。

門脇委員 受付番号8については、現在、農業用倉庫として使用している建物の改築になり、隣接の同意もあることから転用することに問題はありません。

岩宗委員 受付番号9については、隣接の同意もあることから転用することに問題はないと考えます。

今村委員 受付番号10、11、12については、生産性の低い農地であり、隣接の同意もあることから問題ありません。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第3号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更についての7件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第3号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については7件全て許可いたします。

議 長 続きますして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ
んか。なければ、これで3月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

門脇 久仁彦

議事録署名委員

今村 栄光
